

2007年9月1日

会員校に対する処分について
(お知らせ)

会員校および準会員校各位

法科大学院協会理事長
佐藤 幸治

慶應義塾大学法科大学院の専任教員（後に退職）であり、平成19年度新司法試験考査委員でもあった植村栄治氏が学生に対して考査委員としての公正さを欠く指導をしたと指摘された問題について、本協会理事会に設置した調査委員会（委員長・後藤昭常務理事）の調査に基づき、本日、理事会において審議しました。その結果、同氏には、次のような行為があったという結論に達しました。第1に、本年2月から3月の間、「勉強会」を主催して慶應義塾大学法科大学院の学生及び修了生に対して答案指導をした。第2に、同校出身の新司法試験受験者に対し、本年4月11日、6件の新判例について「判旨ポイント」をまとめた文書を電子メールで配信した。第3に、本年5月6日、新司法試験の行政法に関する論文試験答案を復元したものを同氏に送れば採点して返却することを予告する電子メールを同校出身の新司法試験受験者に配信した。植村氏によるこれらの行為は、新司法試験の公平性を疑わせるとともに、法科大学院全体の信用を損なうという重大な結果をもたらしました。法曹養成課程の中核を担うべきものと位置づけられ、その課程を修了した者だけが新司法試験を受験する資格を認められている法科大学院の役割に照らして、このような事態の発生を防げなかったことについて、同校には責任があるといわざるを得ません。

以上の理由に抛り、本協会理事会は、本協会規約9条に基づいて、次の処分を決定しました。

2007年9月1日から1年間、慶應義塾の本協会会員としての資格を停止する。

この決定に先立って、理事会は、慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・豊泉貫太郎氏から提出された本協会理事の辞任申出、および同校教授・宮島司氏から提出された本協会教員研修等検討委員会主任の辞任の申出について、いずれも本日付で受理することを決定しました。

なお、上記の処分にあわせて、慶應義塾大学法科大学院に対して、同種事例の再発防止に努めるとともに、再発防止のために具体的にどのような方策を採ったかを協会に報告することを求めました。

再び理念を確認して

2007年9月1日

法科大学院協会 理事長 佐藤幸治

I 法科大学院協会は、司法試験考査委員の一人（その後解任）が、所属する慶應義塾大学法科大学院（その後退職）において、試験前に答案練習会なるものを行い、その中で司法試験の問題を示唆したのではないかと、さらには、司法試験受験者に対して、再現答案を提出すれば添削をする旨のメールを送るなど、不適切な行為を行ったとされる事件について、その後の事態の展開をも踏まえ、7月24日、臨時の理事会を開いて検討した結果、協会としても事態を詳らかにする必要があると判断し、調査委員会を設けて早急に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる旨を決定した。そして当調査委員会（委員長 後藤昭常務理事）は、9月1日付の調査報告書を理事長に提出した。

これを受けて、本日、臨時の理事会を開き、調査報告に基づき審議を行った。その結果、理事会は、事柄の重大性に鑑み、本協会規約第9条に基づき、慶應義塾大学法科大学院に対し、2007年9月1日から1年間、会員資格の停止を行うこととし、既に同大学院から提出されていた理事および委員会主任の辞意表明を受理することとした。

II 今般の事件は一法科大学院における一教員の特異な行為であることは明白であるが、法科大学院の教育理念や新司法試験の趣旨に対する国民の理解を阻害したことは否定できない。何よりも、法科大学院における教育があたかも新司法試験に合格させることだけを目的とするものであるかのような誤解を広めたのではないかと危惧される。

7月6日の理事長名の「法科大学院制度と新司法試験の原点に立ち返って」で述べたように、法科大学院は、双方向的、多方向的で密度の濃い教育を通じた、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のバランスのとれた履修を確保し、「国民の社会生活上の医師」たるにふさわしい法曹を養成しようとするものであることは、いくら強調しても強調しすぎることではない。われわれは、今回の不幸な出来事の背景に思いを致すとともに、法科大学院創設の原点を深く心に刻み、国民によってわれわれに託された重い使命に応えるべく全力を傾注したいと考える。

関係各位はじめ広く国民の変らぬご理解とご支援を賜れば幸いである。

調査報告書

2007年9月1日

法科大学院協会理事長 佐藤幸治殿

調査委員長 後藤 昭
調査委員 大貫裕之
調査委員 大村雅彦
調査委員 浜川 清

慶應義塾大学法科大学院において、新司法試験審査委員である教員が、学生に対して答案作成等の指導をしたとされる問題について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

1. 調査経過

本年7月24日の本協会臨時理事会において、調査委員会が設置され、上記4名が、調査に当たることが決定された。調査委員会は慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）に対して関係資料の提出を求め、その提供を受けた。提供された資料を検討した上で、8月16日に同校を訪問し、豊泉貫太郎法務研究科委員長、北居功同研究科教授および栗林武郎同校学事センター大学院担当課長代理から事情を聴くとともに、追加的な資料の提供を受けた。その後も、同校に対して補足的な情報提供を求めた。なお、本件について、8月2日に司法試験委員会が開催され、その審議結果の概要は、「平成19年度新司法試験に対する措置について」（平成19年8月3日法務大臣官房人事課発表。以下「司法試験委員会見解」という）として公表されている。調査過程では、この「司法試験委員会見解」などの公表された情報も併せて検討した。このような調査の結果、以下の事実を確認した。

2. 確認した事実

1) 慶應義塾大学法科大学院の専任教授（後に退職）であり、行政法専攻の植村栄治氏は、平成19年度の新司法試験審査委員を務めていた。同氏は、本年2月5日から3月19日までの間に7回に亘り、同校の3年生すなわち最終年次在学生および修了生を対象に、行政法を対象とする「勉強会」を開いた。そこでは、同氏が練習問題を出題し、参加者が作成した答案に注記と評価を付して返却するとともに、口頭で簡潔な解説をした。さらに、電子メールの添付ファイルとして詳細な解説、講評を配布した。

出題は、基礎問題と論述問題に分かれていた。論述問題の多くは、国家公務員採用試験I種の過去の出題を植村氏が改変したものであった。

勉強会の参加者は、毎回170名前後であり、会場は、平常、法科大学院の授業が行われる大教室であった。教室は、植村氏が大学の学事課を通して確保した。勉強会の時間帯は、いずれも平日の午後であった。勉強会の通知および解説の配

布は、3年生各クラスの学生が自主的に設けたメーリングリストを通じて行われ、修了生に対しては、有志が作っているメール網によって配信された。

2) 4月11日に、植村氏は、これらのメーリングリストなどを通じて、6件の新判例についての「判旨ポイント」を簡潔にまとめた文書を配信した。これらの判例は、有斐閣発行のジュリスト臨時増刊1332号『平成18年度重要判例解説』に取り上げられた判例の中から、憲法判例1件と行政法判例5件を選んだものである。

3) さらに、5月6日に植村氏は、同じメーリングリストなどを通じて、新司法試験の行政法関連部分の復元答案を同氏に送れば、採点して返す旨の予告を配信した。そこには、短答式試験で不合格となった者以外は、8月27日以降に復元答案を送るようにという指示が付されていた。

4) 植村氏による勉強会などの事実が明るみに出た後、法務大臣は同氏を新司法試験考査委員から解任した。慶應義塾大学においては、同氏に対する懲戒処分（解職）に向けた手続きが進んでいたが、同氏が退職願いを提出したため、同校は本年8月3日付でこれを受理した。慶應義塾大学法科大学院は、本年7月17日に、同種事例の再発を防ぐための再発防止策検討委員会を設け、対策を検討している。

5) 調査委員会には、慶應義塾大学法科大学院では、植村氏以外の教員による新司法試験問題の漏洩があったのではないかという疑いを指摘する意見が寄せられた。もしそのような事実があれば、同校の組織としての責任に関係するものと考え、この点についても付随的に調査した。その結果、これらの指摘は、いずれも誤解に基づくものであり、根拠がないと判断した。

3. 植村氏の行為の性質

1) 上記2. 1) の勉強会で植村氏が取り上げた主題の中には、平成19年度新司法試験短答式問題の中のいくつかの問題と共通する主題が含まれていた。しかし、植村氏が参加者に示した情報だけでは、それらの司法試験の出題に正解するためには足りなかった。また、それらの主題は、いずれも行政法分野においては基本的なものであり、上述のような方法で7回に及ぶ勉強会をすれば、ことさらに選び出さなくても、主題に含まれることは不自然ではない。

また、勉強会では、都市計画法が主題として取り上げられており、平成19年度新司法試験論文式問題公法系第1問でも、都市計画法が素材の一部となっていた。しかし、この公法系第1問は、都市計画法自体の理解を問うものではなく、条例による付加的な規制について憲法上の問題を問うものであった。また、「司法試験委員会見解」は、都市計画法自体の規制内容に関して問題文から得られること以上の記述が答案にあっても、加点要素としないことを考査委員において確認した旨を述べている。

2) 植村氏が上記2. 2) の「判旨ポイント」で取り上げた判例のうち、憲法判例1件は、平成19年度新司法試験短答式試験問題中1問の重要な素材となるものであった。しかし、植村氏が提供した情報のみでは、この試験問題に正解する

には足りない。また、この判例自体は、最近の最高裁判所大法廷判決であり、租税法律主義という憲法原則に関わる重要なものであるから、新司法試験の受験者であれば当然関心を払うべき判例であった。

「判旨ポイント」で取り上げられた行政法判例のうち1件は、出入国管理及び難民認定法に拠る退去強制手続を対象とする点で、平成19年度新司法試験論文試験問題公法系第2問と関係があった。しかし、同問の設定からは、この判例を知っていたことが、解答上格別有利になるという関係は認められない。また、「司法試験委員会見解」は、答案がこの判例に言及していても加点要素としないことを考査委員において確認した旨を述べている。

3) このように「勉強会」および「判旨ポイント」配信を通じて植村氏が参加者に提供した情報には、本年の新司法試験の問題と関係するものが含まれていた。しかし、試験問題自体を示唆した事実は認められない。また、それらは行政法分野においては特殊な主題ではなく、仮に植村氏が考査委員の立場になくとも同様の勉強会を主催すれば、同様の情報提供をした可能性が高いものである。したがって、これを意図的な問題漏洩であると断じることは当たらない。

そうであっても、新司法試験考査委員である教員が、受験予定者に対し、試験直前の時期にこのような情報を与え、答案の作成を指導すれば、考査委員としての公正さを疑われることは避けられない。また、上記2. 3)の復元答案採点の申し出も、新司法試験論文答案の採点基準が公開されていない現状においては、考査委員としての公正さを損なう行為であった。

このような植村氏の行為の結果、新司法試験の公平性に対する疑いが生じた。加えて、法科大学院の教員がこのような行動をとったことにより、法科大学院全体の教育のあり方に対して、不信感を生じさせる結果に至った。

4. 慶應義塾大学法科大学院の責任

法科大学院は法曹養成課程の中核を担うべきものと位置づけられており、法科大学院における教育を前提として、その課程を修了した者だけが新司法試験を受験する資格を認められている。このような制度の下においては、各法科大学院およびその教員は、教育の過程において司法試験の公正さを維持するよう努めるべき責任がある。今回の問題に関する慶應義塾大学法科大学院の組織としての責任の有無も、このような前提に立って判断するべきである。

慶應義塾大学法科大学院が、上記2. 1)、2)および3)の行為を植村氏に慫慂して行わせた、あるいはこれらの植村氏の行為を承認していたと考えるべき根拠はない。植村氏は、これらの指導に対して、同校から特別の報酬を受けてはいない。

しかし、植村氏の7回に及ぶ勉強会は、平日の午後に法科大学院の教室を使って公然と行われていた。多数の現役学生と修了生がこの勉強会に参加し、また同氏から情報提供を受けていた。しかも、同氏は当時、慶應義塾大学大学院法務研究科の委員長補佐という地位にあり、自身が法科大学院の管理運営の責任を分担する立場にあった。このような状況では、植村氏の行動によって引き起こされた

今回の事態に対して、同校が責任を免れることはできない。

5. 結論

上記4. に示した慶應義塾大学法科大学院の行為は、新司法試験の公平性に対する信頼を損なうと同時に、法科大学院全体に対する信用を傷つけた。その結果は重大である。このような行為は、「法科大学院相互の協力を推進して法科大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献する」（規約第3条）という本協会の目的に反するとともに、協会の会員校としての義務に反したものである。よって、本協会規約第9条に拠り、同校に対して相当な処分を行うべきであると判断する。

以上